

第267回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】
議事録

日 時：令和2年4月24日(金)13:00～15:00

場 所：Skype開催

(委員) 八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

(事務局) 佐藤事務局長、恒藤総務課長、遠藤取引監視課長、黒田取引制度企画室長、伊藤統括NW事業管理官、田中NW課長、日置NW事業制度企画室長、高橋小売取引検査管理官

○八田委員長　ただいまから第267回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　本日の委員会については、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための工夫を講じることが求められているという状況に鑑み、オンラインでの開催としたい。このうち、第1部については、公開の案件でございますので、後日、議事録を速やかに公開する。第2部の3つの議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載する。第2部の会議資料について情報公開請求がありました場合には、その対応について改めて御相談する。このような取扱いにしたいと考えております。御確認のほどよろしくをお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。今御説明がありましたように、本日の委員会はオンラインの開催といたします。また、議事次第において第2部として記載されている議題について非公開の開催ということにさせていただこうと思いますが、異存ありませんでしょうか。異存のある方は御発言をお願いします。

(「異議なし」の声あり)

では、御異議は全くない。では、御発言ありませんので、今お話のあったとおりにさせていただきます。

議題の1は、適正な電力取引についての指針の改定についてです。議題1について

は遠藤課長から御説明をお願いいたします。

今、聞こえていませんでしたか。

○恒藤総務課長 いや、聞こえています。少々お待ちください。

○遠藤取引監視課長 お待たせしました。声、聞こえていますでしょうか。取引監視課の遠藤です。

それでは、議題1の適正な電力取引についての指針の改定について説明させていただきます。資料3、3ページ目ということでございますけれども、今般、7月から開設を予定している容量市場の初回オークションも始まることになりまして、それに関連しまして、経済産業大臣より、適正な電力取引についての指針の改定について意見聴取が参りましたので、それについて御審議いただきたいと考えております。

それでは、ちょっと資料、飛んでいただきまして、資料3-5、18ページでございます。これに沿って説明させていただきます。

まず、19ページを御覧いただければと思います。今回、容量市場につきましては、これまで資源エネルギー庁の制度検討作業部会、それからOCCTOの容量市場の在り方に関する検討会において詳細設計が議論されてきました。これの7月からの開設に伴いまして、先ほど申しましたように、資源エネルギー庁のほうで適正な電力取引についての指針の改定、それから容量市場の取引の参考として、容量市場における入札ガイドラインを作成することになりました。

適取ガイドラインのほうにつきましては、そこの下を書いてございますけれども、まず、考え方として、容量市場における市場支配的事業者は、市場において必要な供給を確保するために必要な金額を不当に上回る約定価格が形成されないように配慮を行うことが適当である。容量市場の入札の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める容量市場における入札ガイドラインが参考になるということを考え方に記載させていただく。

それから、望ましい行為としまして、容量市場の市場管理者である広域機関は、法律に基づいた業務として、容量市場の市場管理を行うに当たり、容量市場における入札の結果を踏まえた市場競争の状況検証及び容量市場制度の包括的な検証を行うとともに、検証結果の公開を実施することが望ましいと記載させていただくということでございます。

次に、容量市場の概要でございますけれども、こちらは21ページを見ていただければ

ばと思います。こちらに記載のように、自由化以前においては、総括原価方式ということで、電源投資の回収が保障されていたということで、それに伴って供給力は確実に確保されていたということでございます。

自由化後につきましては、電源投資の回収が保障されない一方で、再エネの導入に伴って、特に火力発電、市場価格が低下するなど、あと、稼働率も低下するということが、電源投資回収の予見性が低下しているということ。それに伴いまして、電源投資が適切に行われなかった可能性が出てきたということで、容量市場を導入することになったということでございます。

今回行うオークションの概要でございますけれども、24ページのスライドを見ていただければと思います。オークションにつきましては、今年行うオークションというのは、2024年、4年後の容量に対するオークションでございます。こちらの左側の図でございますけれども、容量オークションは広域機関がまず主催するということが、発電事業者等が入札に参加するということがございます。

このオークションはシングルプライスで決まりまして、オークションによって決まった約定価格に基づいて、右側の図でございますけれども、2024年度で、広域機関が全体のファンドのお金を、小売事業者から費用を拠出させて、それを約定した発電事業者に対して分配していくというものでございます。

発電事業者は、容量拠出金の支払いを受けるに当たっては、リクワイアメント、供給可能な状態にしておくということが条件になっているということでございます。

○稲垣委員　　今、資料は何ページになりますか。

○遠藤取引監視課長　　今が24ページでございます。

○稲垣委員　　了解。

○遠藤取引監視課長　　すみません、画面に資料を映そうとちょっと試みているのですが、うまくできないようでございます。

○恒藤総務課長　　今映りました。

○遠藤取引監視課長　　画面に資料、映ったでしょうか。

○　　映りました。

○遠藤取引監視課長　　続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、25ページを見ていただければと思います。オークションの設計でございますけれども、こちらに図が描いてございます。まずは、全国の需要曲線というのを――この赤い線ですね

――広域機関が引く、設定するということになります。これは、広域機関が計算した目標調達量を踏まえて需要曲線を計算するということとさせていただきます。この需要曲線は、広域機関が作って、国の審議会を確認をした後、オークションの前に公表されるというものでございます。

供給曲線のほうは、各発電事業者がそれぞれのユニットごとに応札した安い順にこういう形で並べていきまして、この供給曲線と需要曲線が交差したところが約定価格になると。このような形でオークションが決まるということとさせていただきます。シングルプライスですので、ここで約定されると、これより安い電源は全部その価格で約定したという形になります。

続きまして、当委員会が今回の容量市場において適正に価格の入札が行われているかどうかということを確認する役目を負っております。その概要について説明させていただきます。これにつきましては、今回設定している容量市場に関する入札ガイドラインに記載されている内容でございます。

大きく分けまして、まず、こちらの2ぽつのところの「したがって」の後ですけれども、発電事業者のうち市場支配的な事業者がオークションの監視の対象になります。初年度におきましては、旧一般電気事業者及びJ-POWERが対象になるということとさせていただきます。

これらのものが大きく分けて2つ監視する行為がございまして、売惜しみと価格のつり上げ。売惜しみについては、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しないこと。それから、つり上げについては、容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること。この2つについて監視していくということとさせていただきます。

1つ目の売惜しみの防止でございますけれども、2つ目のぽつを見ていただければと思います。一応、容量市場への参加は任意とされておりますけれども、確実に稼働できるリクワイアメントを満たすことが難しい等の特段の事情がない限りは、容量市場に参加することが一般的には経済合理的な選択であると考えられるということとさせていただきますので、もし参加しない電源があれば、正当な理由がない限りは、それは適切ではないということで、市場支配的な事業者のうち、応札しなかった電源について、オークションの後、当該理由の説明を求めるとともに、その根拠となる資料の提出を求めるという形で監視していくことにしております。

続きまして、価格のつり上げでございます。これも2ぽつのほうを見ていただければ

ばと思いますけれども、運転を継続することが確実な電源というのは、まず確実に落札できるような価格で入れてくるということが考えられます。また、休廃止を検討している電源は、2024年度の電源を維持、稼働するために、最低限必要な維持管理コスト、これは電源を維持することで支払うコストから他市場収益を差し引いた額ということになりますけれども、それを入札価格として約定する場合には稼働継続して、約定しない場合には休廃止を決定するといった入札行動が経済合理的であると考えられる。したがって、市場支配的事業者が維持管理コストで入札している場合には価格のつり上げには該当しないものとみなすということで、ここでセーフハーバーを設定させていただきます。

実際に維持管理コストを超えた入札が直ちにアウトになるというわけではございませんので、それについては価格つり上げに該当していないか、合理性を監視していくということにさせていただきます。

監視をどのように具体的にやっていくかということで、こちらの図を見ていただければと思いますけれども、先ほど申しました需要曲線に対して、この★のところで約定価格が決まった場合には、まずは約定価格の決まった電源、それからその上下2電源ずつを抽出してヒアリングを行っていくということ、それから、市場支配的事業者については、それぞれ最も高い価格——こちらですね——で入札した電源から3つ抜き出しまして、それについても監視を行っていくということにさせていただきます。この監視対象の電源については、入札価格の算定方法と算定根拠についての説明を求めていくということを考えてさせていただきます。

最後でございますけれども、当委員会に期待される監視の内容のところ、1つ目のぼつは当委員会が行うものでございますけれども、監視の結果、事業者からの説明に客観的かつ合理的な説明が確認されない場合には事業者に対して注意喚起を行う。また、売惜しみや価格のつり上げの事実が判明した場合には、必要な手続を踏まえた上で、事業者名及び当該行為の内容を公表していく。これは当委員会が行っていくということにさせていただきます。

さらに、当委員会の監視の結果などによって公正を害する行為が判明した場合には、これは広域機関のほうで行いますけれども、一定期間のオークションへの参加制限、期待容量の評価引下げ等のペナルティーを広域機関のほうで検討しつつ、資源エネルギー庁、それから当委員会とも協議をした上で、そういうことも行うことを考えてい

く。このような形で監視を行っていくことを考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。

○北本委員　　北本です。

念のための確認です。ガイドラインに記載の最後の監査結果というページ、スライドだと17ページになっていますけれども、ここについて、一番上のパラグラフについては、最終的に事業者名及び当該行為の内容を公表するというところの主体、誰がやるかという点、次のパラグラフについては、資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会と協議の上、適切な措置の検討を誰がやるのかというところのプロセスを文言には入っていないのですけれども、別にプロセスを明記したものがあれば、それを示して分かりやすくしていただきたいと思います。

以上です。

○八田委員長　　事務局から何か御発言ありますか。

○遠藤取引監視課長　　北本委員、ありがとうございます。遠藤でございます。

今いただいた1点目につきましては、先ほどちょっと説明させていただいたように、当委員会で確実にやっていきますので、それについて審議会等ではそういう形で話をされております。

2つ目については、委員御指摘のとおり、その辺のプロセスのところはクリアにしつつ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○北本委員　　ということは、ガイドラインには特に主体、主語を明確に記載しないということですか。

○遠藤取引監視課長　　この監視の役割のところ、すみません、1つ目の注でございます。おっしゃっているのは1つ目のところということでございますよね。

○北本委員　　はい、そうです。あくまでもガイドラインは案なので、これから変わっていくかと思いますのでそこは私からの要望です。

以上です。

○八田委員長　　ほかにございませんでしょうか。

○恒藤総務課長　　はっきりさせておいたほうがよくないですか。

○遠藤取引監視課長　　すみません、今、北本委員からいただいた1点目のところは、一応、監視は当委員会が行うということで、13ページの4. 容量市場の活性化の(1)のところで書いてございますので、それを受けて行うということでございますけれども、公表する主体が読みづらいということであれば、そこについては検討させていただきます。

○北本委員　　ありがとうございます。そうですね、確かに書いてありますね。13ページ。分かりました。よろしくお願いします。

○八田委員長　　ほかにありませんでしょうか。

○稲垣委員　　ちょっと1点教えてもらいたいのですが、今のこの資料の17ページ、(5)の監視結果の第3段落に書かれていることなのです。監視のために収集した情報が競争情報に当たるときは非公開とすることが適切であると書いてあるのだけれども、これは、監視のために収集した情報は監視のためだけに用いるのが本来だから、しかもそれが競争情報に当たる場合は非公開とするのだという内容が書かれているように読めるのです。それが監視結果の項に書かれているって何か特別に理由があるのですか。ちょっと教えてもらいたいのですが。

○遠藤取引監視課長　　ありがとうございます。ここに書いてある趣旨は今、委員がおっしゃったとおりでございまして、ガイドライン全体の流れで、最後のところに監視方法とか、監視結果について、こういう形で公表したりということですので、この一部収集した資料は公表しないということをどこで書くかと考えたときに、ここが適切かなということで、最後のところに書かせていただいた、そういうことでございます。

○稲垣委員　　了解しました。監視方法のところ、監視の方法なのだろうと思うのだけれども、了解しました。

○八田委員長　　ほかにはございませんか。

○稲垣委員　　稲垣です。

すみません、資料の書き振りなのですが、問題になるのは、要件としては正当な価格というのと不当に価格を何々と2つの概念があるではないですか。その解釈なり認定の要件が書かれているという理解をしているのですけれども、まずその理解が正しいかどうかなんです。

○佐藤事務局長　　いや、ちょっと違うのではないか。セーフハーバーしか書いてい

ないよね。

○遠藤取引監視課長　今回、ガイドラインには、具体的にどこまでが不当でどこまでが正当か、正当な理由については、例示として売惜しみのほうに書かせていただいておりますけれども、価格つり上げのほうについては、今年、オークション初年度ということもありますし、事業者にとってコストの考え方がいろいろなパターンが考えられると思いますので、我々も十分ヒアリングをした上で判断していくということで、本年度については、ここまでであれば確実に問題ないだろうという形で、現状ガイドラインではセーフハーバーのみを提示させていただいているというようなものでございます。

○稲垣委員　分かりました。ありがとうございます。その辺がはっきりするといいなと思うのです。あくまでも、要するにガイドラインで文字になって出てくると、それに限るのか、例示なのかということがはっきりしていないので、お願いします。

○遠藤取引監視課長　ありがとうございました。

○八田委員長　ほかにはございませんでしょうか。――私は、内容については特に異議がないのですが、これから監視をしていくに当たって、遠藤さんに伺いたいことがあります。事務的な負担が将来どの程度増えるのでしょうか。要するにこれは本当に今の人員で十分なのか、それとも、これをやり出すと、例えば何名ぐらい要するのかというようなこと、何か予想はつきますか。

○遠藤取引監視課長　ありがとうございます。現状、今、委員長がおっしゃったように、全ての電源を見ていくだけのリソースはもちろんこちらとしてもございませんので、まず初年度としては、先ほど申しましたように、価格のつり上げで言えば、約定の電源とその上下2つ、それから各支配的事業者の高いほうから3つずつをヒアリングとして見ていくということで、現有の体制でやっていこうと考えてございます。

実際にやってみて、今後例えばもっとたくさん見なければいけないとか、これで十分だとか、そういうのも踏まえながら、またいろいろ先のことを検討していきたいと考えてございます。

○八田委員長　そうすると、今後、こういういろいろな監視を市場ができるごとにうちの委員会にやってくれと依頼があると思うのですが、それはやはり長い目で見て、リソースを食うから、それは今の段階でなくてもいいけれども、将来必ず、こういうことを引き受けるからには、リソースをちゃんと増やしてくれと、人員を拡

大してくれということをごくかの形で条件をつけていったほうがいいと思うのです。O C C T Oでは容量市場についても膨大な人間を増やしているわけで、予算も増やしているわけです。これを監視のほうにもやはりある程度のリソースをつけないといけないと思うので、そのこのところを、これをオーケーするに当たって、何らかの形で伝えられるといいと思います。

○遠藤取引監視課長　ありがとうございます。将来的に委員長おっしゃるような課題があると考えてございますので、今後実際に監視を続けていく中で、必要が生じた場合には、またいろいろと体制等を御相談させていただければと思います。

○八田委員長　このことを議事録に、記録に残しておきたいなと思います。

それで、ほかにございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、今、北本委員と稲垣委員から、できたらより明確にすることを検討していただけないかという要望もありましたので、そこを事務局、それから委員とも御相談させていただいて、あるいは私も最終的に見させていただくことにして、解決できる問題だと思いますので、この事務局からの説明があったとおり、その2点を修正した上で、委員会として経済産業大臣に意見回答するというようにしてよろしいでしょうか。

○稲垣委員　異議なし。ありがとうございます。

○北本委員　分かりました。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がございませんでしたので、そのように基本的に案のとおり経済産業大臣に回答させていただくことにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、議題の2です。特定小売供給約款及び託送供給約款以外の供給条件の認可についてです。この議題の2については恒藤課長より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　恒藤でございます。すみません、ちょっと今、表示をしますので、少々お待ちくださいませ。

すみません、改めまして、恒藤でございます。ページ数でいきますと36ページでございます。今画面に出ているものでございます。

これは九州電力と九州電力送配電株式会社からそれぞれ4月17日付で大臣宛てに申請があったものでございます。2件同じ内容になってございますが、九州電力から来

たのはいわゆる経過措置料金の約款についてでございます、これについての特例認可、それから九州電力送配電から来たのは託送約款の特例認可でございます。

内容につきましては、その下、25行目に記載してございますが、2016年4月14日に発生した熊本地震によって被災した者から申出があった場合であって一定の条件を満たす場合には、工事費負担金等を免除するということにしたいという特例の認可を受けたいという申請でございます。

この措置につきましては、既に同様の措置を4年前に認可を受けておりますが、その期限が2020年4月30日までになっているということを経延長したいというのが実質的な内容となっております。

なぜこれを延長するのかという理由でございますが、申請書によりますと、熊本地震による被害が甚大であって、家屋の解体工事などは今後も継続していくと見込まれることから、この措置の適用期限を1年間延ばすことが必要だということでございます。

より具体的には、仮設住宅の入居の期間が被災日から起算して最大5年まで延長されたという事情などを鑑み、これから住宅再建工事等もまだ1年間は続くだろうということを踏まえて、この特例措置を延長したい、こういう理由で申請がなされているということでございます。

これにつきまして回答でございますが、事務局といたしましては、この2件の申請された供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らしまして、通常の約款にはより難い特別な事情がある場合における供給条件として認可をして差し支えないものと考えてございます。したがって、資料4-2のとおり、委員会として大臣に対し、認可することに異存はない旨の回答をしたいと考えてございます。このような対応でよろしいか、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございます。始める前に、工事費負担金を免除することは具体的にどういうことか、ちょっと教えていただけませんか。

○恒藤総務課長 一番あり得るのは、例えば臨時で短期間だけどこかに入るといった場合に、その需要家に対して配電線などを引くケースがありまして、そのようなケースにおける、これは臨時工事費と呼んでございますが、それについて、今回の対象

になるような人の場合には免除をするということでございます。

○八田委員長 元来ならばサービスを受ける人が支払わなければいけないのだけでも、これを電力会社のグリッド会社が負担するということですか。

○恒藤総務課長 はい、そういうことでございます。

○八田委員長 ということは、最終的には送電料金全体で負担するということなのですね。元来ならば、今さら言ってもしょうがないけれども、こういう電気事業やなんか全部民間に開放されたときには、こういうものは国が負担すべきものですね。電力の利用者だけではなくて、災害に対する国の補助という形で国がやるべきで、これはガスの使用者も水の使用者も全部負担する筋合いのもので、電気の利用者だけがこれをやるというのは、元来の筋では合わないと思いますけれども、今の制度で行っているということですね。

○稲垣委員 すみません、稲垣ですが。

○八田委員長 どうぞ。

○稲垣委員 1点確認したいのですが、資料の36ページの27行目です。一定の条件を満たす場合ということなのですが、この条件の、要するに本当の要件の設定、それから認定は誰がどういう手続でやっているのですか。ちょっと教えてもらえますか。

○恒藤総務課長 これは申請書には詳しく書いてあるのですが、例えば被災された方が申し込んだ場合の申込みが、被災する前と同一の契約容量などである場合というのが一定の条件というところの中身でございまして、例えば被災される前に契約されていた容量を超えない範囲で新しく引っ越された先で申し込まれたようなケースに該当することというのが条件として書いてありますので、それをこの資料の中では一定の条件を満たす場合にはという形で表現をさせていただいてございます。ですので、それを誰が判断するのかということについて言えば、例えば送配電事業者ということになります。念のため、前の契約容量等を超えていないということを確認することになると考えてございます。

○稲垣委員 結論としては、私も八田委員長と同じ問題意識なのですが、これは負担する人が誰かという、広く送配電の負担者という話になるのですが、それで利益を受ける人が誰かという、一定の条件を満たす人となるわけですね。その中間に九州電力がある。それで、その認定の条件は、要するにこの趣旨というのは、地震があって大変な被害に遭っていて、自分ではどうにもならない。そこで、中間の

九州電力を介して、広く送配電の利用者に負担してもらうということになるので、そうすると、一定の条件というのはやはり具体的に提示されているということが当然だと思し、されているのだと思うのです。それだけではなくて、やはり、そのような認定がなされているかどうかをモニタリングする必要があるのではないかと思うのです。

だから、これは今回のオーダー、今やっている作業との関係では、当然、回答としては延長に私は反対ではないけれども、うちの活動としては、やはり約款延長の趣旨に適合する認定がなされているというのは監視する必要があるのではないかと思うのだけれども、その辺よろしく検討してみてください。

以上です。

○恒藤総務課長　　そういうことでありましたら、今回の特例認可に基づいて、それが適切に運用されているかどうかということについては、私どもで別途、毎年やっている監査の中でそういうことはチェックできないかというのはぜひ検討してまいりたいと思います。

○稲垣委員　　適切だと思います。ありがとうございます。

○八田委員長　　ほかにございますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

そうしたら、今、稲垣先生がおっしゃった点については、これから監査できちんと注意するというので、恒藤さんが御指摘になったようなことを我々の委員会としてもきちんとやっていくということですので、先ほど事務局から説明があったとおり、委員会として経済産業大臣へ意見を回答するというにしております。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、そうさせていただきます。

それでは、議題3です。これは新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について。これも恒藤課長からお願いします。

○恒藤総務課長　　恒藤でございます。少々お待ちくださいませ。

それで、すみません、資料の44ページ、今画面に出ているものでございます。すみません、これも似たような案件でございまして、より最新のものでございますが、いかに記載している申請者から、今週の20日、21日、23日付で、大臣宛てに同じように特例認可の申請がございました。これについて大臣から意見の求めがあったとおりで

ございます。

申請者は4種類ございまして、1つは、電力のみなし小売、いわゆる旧一般電気事業者の小売部門でございます。10者。一般送配電事業者10者。ガスについては、本省所管のガス事業者で、まず1つは、みなし小売の3者、それから一般ガス導管事業者5者から申請が出てきてございます。

申請の内容は、48行目から書いてございますが、いずれも約款により難い特別な事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請でございまして、経過措置料金の小売の約款、それから託送料金の約款、それと離島供給の約款についてそれぞれ申請が出てきてございます。ガスについても同様でございます。

この内容は、47ページの76行目から書いてございますが、まず、電気については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、緊急小口資金等の貸付けを受けている需要家から電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、3月、4月検針分の電気料金の支払い期限を2か月延ばすとともに、5月の検針分の支払い期限を1か月延ばすというものが電気でございます。

これについては、およそ1か月前に書面開催で一度実施させていただきまして、異存がない旨を回答してございますが、既に3月、4月及び5月の検針分を1か月間、支払い期限を延長するという措置について、各者とも認可を受けているところでございます。これについて事実上1か月延ばすという内容になってございます。

それから、ガスについてもほぼ同様でございまして、同じような対象事業者について、こちらは2月、3月及び4月の各月のガス料金について2か月間延長するとともに、5月の分についても1か月間支払い期限を延長するという内容になってございます。

この申請の理由でございまして、98行目から書いてございますけれども、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、総理から緊急事態宣言がなされ、またそれが全国に拡大されているという状況にありますので、この措置を1か月間延長するということが必要だということが理由として申請をされてございます。

これについての対応策でございまして、事務局の案といたしましては、今回申請された供給条件につきましては、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えておりますので、資料5-2のとおり、大臣に対し

て認可することに異存はない旨、回答してはどうかと考えてございます。この方針でいいか、御審議のほどよろしく願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの件について御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、私から申し上げますが、先ほどの関連しているのですが、やはりこれは元来の電気事業の目的から外れた一種の福祉事業だと思うのです。先ほどの場合にはあまり大きな問題はなかったのですが、これは特定の財力のある小売事業者にはやれるかもしれないけれども、新規参入者にとっては非常に難しい。そうすると、旧一電だけがこういうことをできて、新規参入者ができないと、明らかに競争条件に影響を与える。

したがって、こういうことを今回仮にやるのならば、旧一電だろうが新規参入者だろうが関係なく、こういうことをする必要性があることに対する補助を国が行うということがなければ、やはり非常に競争条件を阻害すると私は思います。

だから、この緊急の状況においてどうするかというのは非常に難しいけれども、今回限りだと思います。今後こんなことをしたら、新規事業者にとっては不利な条件に置かれると思います。少なくともそういう意見はつけるべきではないかと思います。

○恒藤総務課長　　これは、形式上、難しいのは、国からは要請をした形になっていて、こういう特別扱いをしたいというのは、むしろ事業者のほうから申請が出てきている形になっていますので、同じようなことをやるかやらないかは、新電力なり各者の判断ということに形式上はなっているという難しさがあります。今回限りとすべきという意見をどうつけるか、すみません、ちょっと今この瞬間、悩ましいなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○八田委員長　　要するに、これを認めるにはやぶさかでないけれども、国が金を出すべきですよね。これは電力事業者の負担でやるべきではなくて、こういう特別措置法をやったからには、ちゃんと財政的な裏づけをしろと。そして、その裏づけがあるというところで、旧一電だろうが新電力だろうが、申請してきなさいと。それが筋だと思います。

○佐藤事務局長　　ただ、やはりほとんど全てのやつが財政支援していないので、電力だけというのは相当大的な議論をしないとできないと思います。これだけ特定というのはちょっと難しいような感じがしますがけれども。

○八田委員長　ほかで財政支援していないのもけしからんですけれども、電力に関しては競争上の条件を全く阻害すると思います。二度とこんなことがあったら、やはり旧一電が経過措置権と契約をしたほうがいいということになってしまうと思う。だから、これは非常に特例的に考えなければいけない問題だと思います。

○佐藤事務局長　でも、やはり私は、ほとんど全てのことで財政支援しているのに、電力とガスだけがしていないというのだったら大いに言うべきだと思いますけれども、まさに委員長がおっしゃったように、ほとんど全てのことでしていないのに、電力とガスだけというのはちょっとどうかなという感じがしますので、ちょっと相談させてください。

○八田委員長　競争条件に係ることだからですよ。

○佐藤事務局長　でも、そこは、ほかのいろんな業種でも競争状態があって、まさに釈迦に説法ですけれども、大きな資本があるところはなかなか潰れないのに小さなところは簡単に潰れてしまうというところが、相当いろいろなところがあるところで、やはりしていないというのをどう考えるかというのがあのような感じがします。

○八田委員長　電気はジャイアントと小人が戦っているのです。全くほかの産業とは違うところだと思います。

○佐藤事務局長　あと、やはり、緩和の措置と規模だと思います。ちょっとそれを調べてみたいと思います。つまり、どれぐらいの人にどれぐらいやっているかという。物すごく大がかりにやっているのか、非常に小規模にやっているか、ちょっと私もその規模をまだ今把握していないので、どれぐらいインパクトがあるかということをもまずちょっと調べたいと思います。

○八田委員長　これは原則の問題なのです。次から次に考えることを電力事業者の負担でやれという今の枠組みがよくないのです。これは突破口で、それはやはりいざれやめさせなければいけないので、そういう福祉的なことをやるのは全て国が直接負担しろというのが当委員会としての主張すべきことだと思うのです。それはもちろんタイミングがどうかということはあるけれども、所詮は金の問題です。国はこのことについて金を出せというのは当たり前のことだと思うのです。

○恒藤総務課長　そうしますと、委員長の御指摘は、こういう措置について、国からの財政支援も将来的には検討すべきだということでございましょうか。

○八田委員長　そのとおりです。それを、要するに、ただいつもスタンプを押すわ

けじゃないよと。こういうことは今回は一時的にやむを得ないかもしれないけれども、これは非常に問題をはらんだ措置だよということを指摘する必要があると思います。

○恒藤総務課長　もう一点、競争状態のほうについて言いますと、ある種、これは旧一電の小売が支払い期限を1か月延ばすという措置をやるわけですが、ある意味、それは自由料金の世界でいうと、自由料金の支払い期限を1か月延ばすなり、あるいは割引をするといった、ある種の小売事業者が顧客に対するサービスをやっているということになるかと思うのですが、それはいろいろな、むしろ競争の中でサービスをそれぞれ工夫するというのが競争のようにも思うのですけれども、そこはどのように考えればよろしいでしょうか。

○八田委員長　それはもう最初からそのように約款に書いてあれば問題ないと思います。

○恒藤総務課長　なので、こういうことが起きたので約款を変えるというのも、小売事業者としては当然競争の中であり得ることだと思うのです。

○八田委員長　いや、それは国の制度の中に組み込まれてしまうとまずい。全く国民だけでやるなら構わないのだけれども、国がこういう制度を用意するというのはおかしいと私は思います。やるならば、福祉的なことなのだから、しかも、緊急事態宣言に込めているわけでしょう。

○恒藤総務課長　国の制度というわけではなくて、たまたまこれが規制の小売料金なので、国に申請が上がってきてはいるのですけれども、国で何か制度を作っているというものではないのです。

○八田委員長　なるほど。そうすると、小売に関して言えば、一般的に今の経過措置料金をより魅力的にしているだけの話だということですね。

○恒藤総務課長　そういうことかなと。要するに、経過措置料金だから、小売なのだけれども、一々申請が上がってきているのですけれども、自由料金のメニューの中で何か工夫をするということはみんな勝手にやっていますので。

○八田委員長　それはいいですね。それはやるといいと思います。

○恒藤総務課長　なので、すみません、ちょっと今の議論で私が思ったことは、まず、財政的な支援というのは将来的には考えるべきだというのは確かにそうかなと思ったのですけれども、競争条件のところについて言えば、それぞれ工夫し合うというのもあっていいかということまで考えると、そこについて何か大きな問題があるとい

うものではないのかなと思っております。

○八田委員長 自由競争の企業の間だったら何の問題もないと思います。それで、問題はやはり、みなし料金、要するに規制、経過措置に置かれているものを有利にしているということだと思ふのです。

○恒藤総務課長 有利にしているというか、経過措置料金が割高でなければいけないというものでもないと思ふので。

○佐藤事務局長 だから、経過措置料金でなかったら申請も来ないだけでしょう。

○恒藤総務課長 そうです。

○佐藤事務局長 だから、そうすると、全くうちが関係なくなるだけなので、むしろ、これが来ているということだからチェックできたという。だから、まさに経過措置料金がなくなれば、全て委員長の言ったとおりになるということです。

○八田委員長 こういうことですよ。全て、さっきの議論も同じなのだけれども、電力に関してはいろいろな福祉的な政策が導入されるわけですよ。それは、佐藤さんおっしゃるような、今回のコロナに関して、ほかにも財政支援がないではないかというのとちょっと違って、電力に関しては、伝統を踏まえていろいろな福祉的措置を行っている。そこが将来の像としては、やはり電力の使用者ができるだけ競争的にやったほうがいいので、そこに関しては政府の政策的なものの関与を減らしていくべきだというのがまず大原則です。

そのことは、今回のことでも、私の考えでは規制料金でやるにしても、これもやはり国が元来なら補助すべきものだと思います。そうしなければ、これが新規参入者に対して競争条件を特に不利にしていると思ふのです。

だから、私も今回のことをやめにしろということではなくて、将来に関して、こういう福祉的なことは減らして行ってほしいということがあって、これはその典型的なものであると思ふます。

○佐藤事務局長 ちょっと私も頭の整理をしていたのですけれども、恐らくこの申請に関して何か条件をつけたら、かえって旧電力が得になってしまうと思ふのです。つまり、この申請をするということで、これは旧9電力だけなので、彼らに対して何か補助をするということになると、むしろ経過措置料金をやっている人だけがプラスになってしまうので、恐らく別途、いろいろなユニバーサルサービスとか、委員長がおっしゃるような福祉的なもの全体を考えて、どのように今後考えるべきだと言わな

いと、ちょっとおかしくなるのではないかと思います。

○八田委員長　　あまり長くなるとまずいからあれですけども、私は、料金に猶予を与えるのは、別に経過措置料金だけではなくて、全てにやっけて全然おかしくないと
思うから、そういうときには政府が負担すべきだと思っていたというのが第1の認識
ですね。

この経過措置料金に対して、自由化料金のに競争条件を等しくするという事は、
経過措置料金だけではなくて、ほかの料金も延期を認めたり下げさせるというような
措置を取らなければまずいのではないかと。そうしないと新規参入者にとっては不利に
なるのではないかとというのが根本的な立場です。ですから、お金を出すというのは旧
一電に対してだけ出せと言っているのでは全然なくて、やるのならば、新規参入者に
対しても出すべきで、その競争条件を完全に均等にすべきではないかということ
を言っているのです。

だけれども、ここはちょっと話が長くなるから、これを受け入れるにしても、こう
いう補助をするならば、やはりなるべく補助というか、何らかの措置を、競争条件に
関して、これからも影響がないような福祉政策の在り方を提示してもらいたい、ある
いはそのように注意してもらいたいということをするべきではないかと思ひます。

あまりもうこれ以上時間を取るつもりはないですけども、競争条件と全く関係な
いかというと、そんなことはないと思ひ、それから、私が言っていることが旧一電
に対してだけ補助を出せなどということを行っているわけでは全然ないです。補助を
出すのなら、全てに対して等しくなるようにしたらどうかということを行っているの
です。

○八田委員長　　それはこれでいいです。今後もこれは繰り返して出てくる問題で、い
ろいろなことに關して、産業政策、福祉政策でもって電力料金に影響を与えています
から、それを整理整頓していく必要があると思ひますから、そういう議論が出たとい
うことを言っただけであればありがたいと思ひます。

○恒藤総務課長　　承知しました。

○八田委員長　　ほかに皆さん、委員の方から御意見はないですか。

(質問、意見等：なし)

それでは、ないようですから、事務局から御説明があつたとおり、委員会として経
済産業大臣に意見回答するということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がございませんでしたので、案のとおり大臣に意見回答することとさせていただきます。

それでは、これで第1部が終了ですね。

○恒藤総務課長 第1部はこれで終了でございます。

○八田委員長 終了。

——了——